大規模災害対策への支援について

東 北 部 会 提 出

近年、地球温暖化を背景とする気候変動の影響により、全国各地で水災害が激甚化・頻発化し、今後も降水量がさらに増大する等が懸念されていることから、これまでの治水対策を抜本的に見直し、上流から下流、本川・支川などの流域全体を俯瞰し、国・都道府県、市町村、さらに企業や住民等のあらゆる関係者が協働して取り組む、「流域治水」の推進が求められています。

このことから「流域治水」の実効性を高め強力に推進するため、2021年５月10日に「流域治水関連法」が公布され、2021年11月１日にはそのすべてが施行されました。このような中、令和元年東日本台風をはじめ、浸水被害が多く発生している河川について、流域治水の取組を加速するため、特定都市河川の指定を踏まえた、具体的な施策等について検討するため、国・県、流域市町村の職員や、学識経験者等による「流域水害対策検討会」が2022年10月17日に設立されるなど、浸水被害対策の重要性がますます高まっています。

さらには、平成７年の兵庫県南部地震や平成16年の新潟県中越地震において、谷や沢を埋めた盛土や斜面に腹付けした大規模な盛土等が滑動崩落し、多くの宅地被害が発生したことを受け、国は「宅地耐震化推進事業」を創設し、自治体に対して大規模盛土造成地の有無、安全性の把握、危険な宅地がある場合、早急な予防対策の実施を進めるため、予算補助や調査方法の技術的助言を行い、変動予測調査や滑動崩落防止工事といった安全対策を進めています。

しかしながら、変動予測調査や滑動崩落防止工事には、多大な費用を要し、現在の補助金の交付率（変動予測調査に対する交付率３分の１、滑動崩落防止工事に対する交付率４分の１）では、地方公共団体の財政負担が大きいことが課題となっております。

つきましては、大規模災害から地域住民の安全を確保するため、下記の事項につきまして特段の御配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記

１　浸水被害・雪害対策等災害対策の強化について

「流域治水関連法」を踏まえた、各地方自治体が実施する下水道による浸水対策の展開や従来の対策のほか、抜本的な治水対策の推進のための準用河川改修事業及び洪水時の流下能力を確保するための河道掘削・樹木伐採、流域内にあるため池や調整池等の既存ストックを活用した貯留施設への改築等の補

助制度の創設及び整備促進に必要な財政措置を十分に講じること。

また、2013年度の観測史上まれに見る積雪は、交通や物流など市民生活に多大な影響をもたらし、自治体には多額の対策費用の負担を生じさせたところであり、このような近年の局地的な豪雪による雪害対策についても、同様に十分な財政措置を講じること。

2　大規模盛土造成地の安全対策に対する支援について

変動予測調査や滑動崩落防止工事には、多大な費用を要し、現在の補助金の交付率（変動予測調査に対する交付率３分の１、滑動崩落防止工事に対する交付率４分の１）では、地方公共団体の財政負担が大きいことが課題となっている。

また、滑動崩落防止工事の補助要件には、滑動崩落により被害を受けるおそれのある家屋件数等があるが、住民の生命を守るとともに、持続可能な経済成長を促すためには、周辺に家屋が少ない工業団地などについても対策工事が必要であると考えられる。

このため、宅地耐震化推進事業の交付率の引き上げや交付要件の緩和について強く要望する。